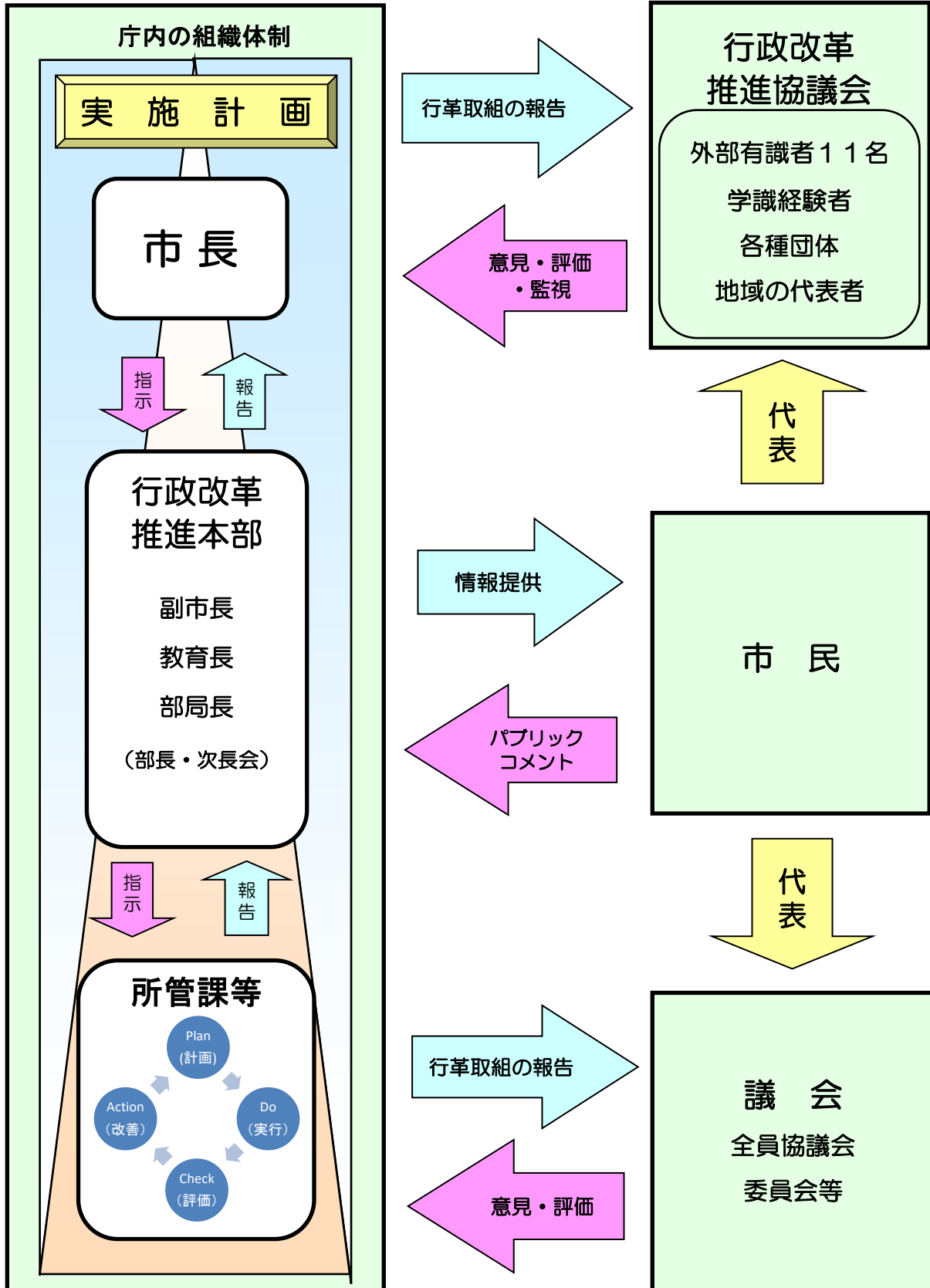


行政改革の推進体制

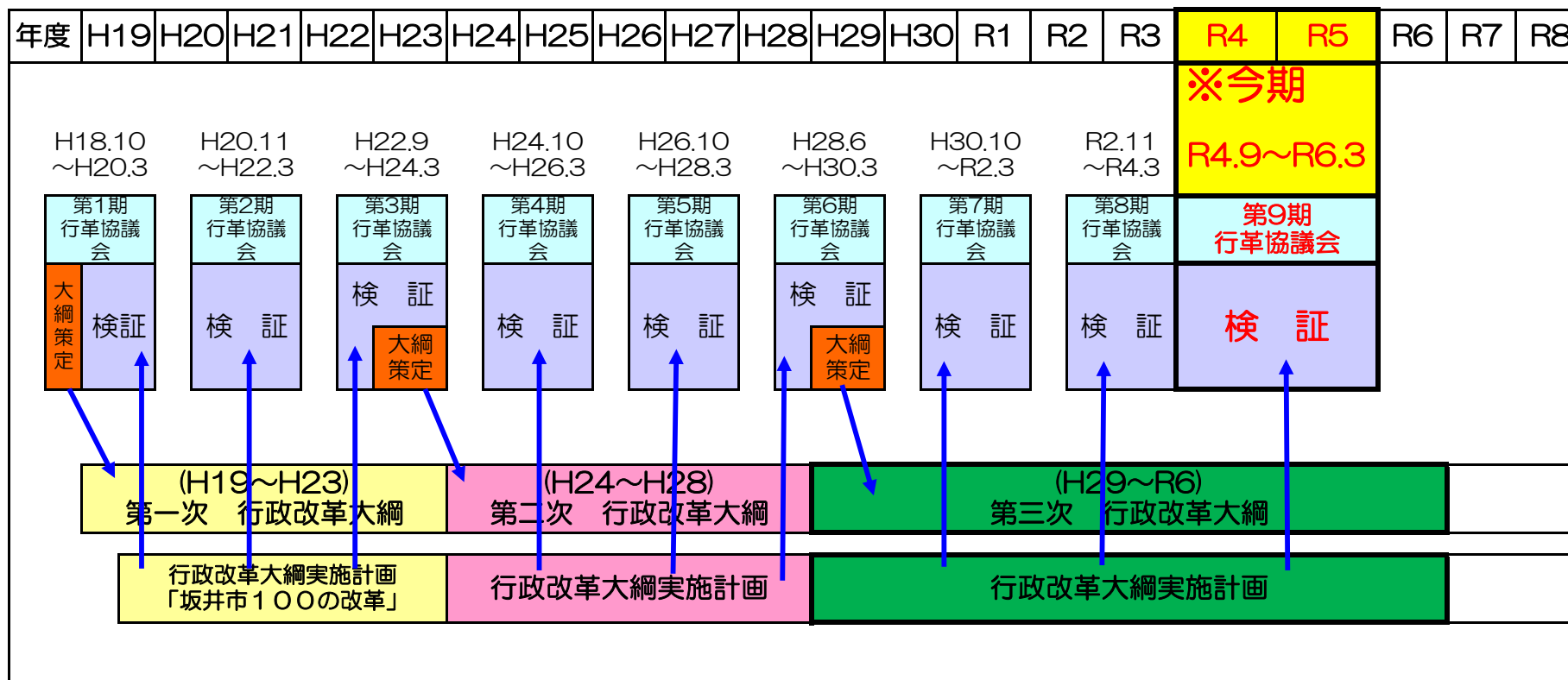
別紙資料 1-1

基本理念＝坂井市行政改革大綱



別紙資料 1 - 2

行政改革推進協議会の経緯とスケジュール



○行政改革推進協議会は今回で第9期目となります。委員の任期は令和6年3月31日までです。

○業務内容は、第三次行政改革大綱実施計画の進捗管理です。

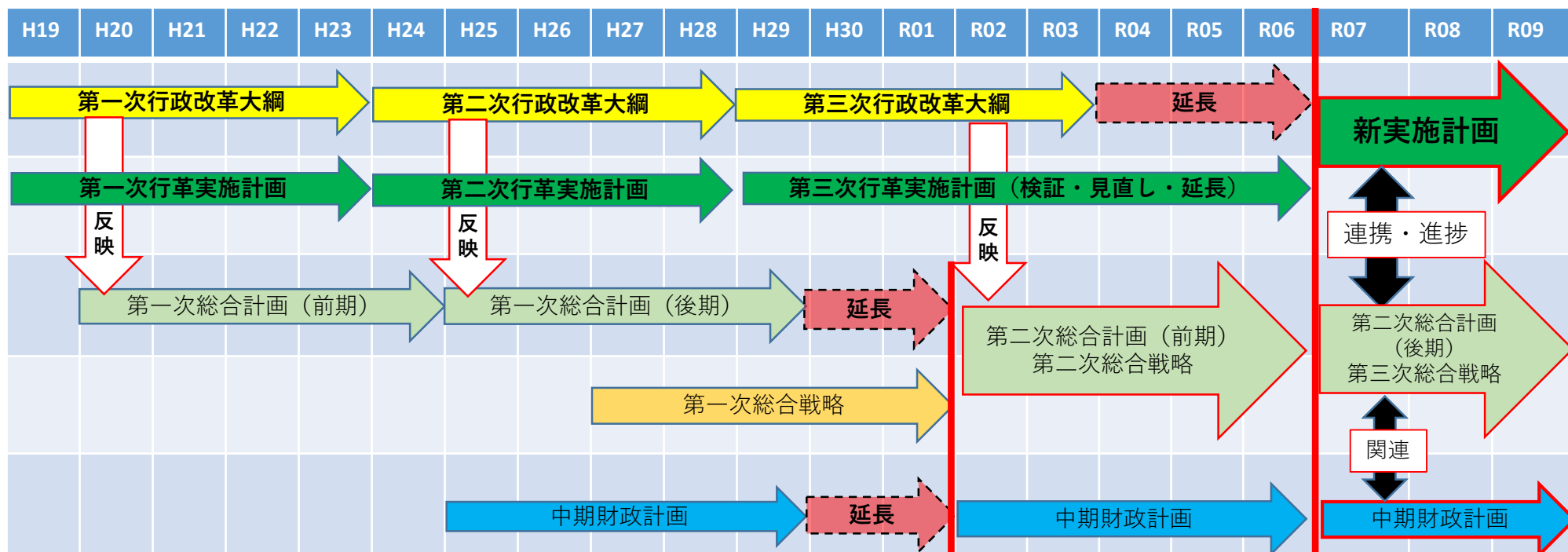
○会議は通常年2回程度（秋頃・3月）です。

①第三次行政改革大綱・実施計画の延長について

これまで、総合計画における行政改革の取組み方針は、1年先行して策定された行政改革大綱の目標や内容を反映させる形で策定されてきました。

令和2年度に策定された第二次総合計画についても、第三次行政改革大綱の内容が反映されていますが、第一次総合計画を2年延長して策定されたことから、第二次総合計画と行政改革の取組期間に3年のずれが生じています。

行政改革の取組みは市の最上位計画である総合計画と密接な関係があることから、第三次行政改革大綱及び実施計画を令和6年度まで3年間延長し計画期間を合わせることで、これまで以上に総合計画との連携を図りながら、断続的な行政改革の取組みにより、持続可能な行財政運営の実現と効率的で質の高い行政サービスの提供に努めていきます。



②令和4年度での第三次行政改革実施計画の取組み予定

- ◆第三次行政改革実施計画の52項目の取組み結果検証
- ◆取組結果等に基づく実施計画の見直し⇒未達成項目の見直し、新規計画の追加 等